

貨物概要

天然のりん鉱石にソーダ灰及びりん酸を加えて焼成したもので、家畜の飼料用りん、カルシウム補給剤として使用されるもの

分類

関税率表第 3103.90 号 (統計番号 3103.90-000) のりん酸肥料

分類理由

天然のりん鉱石にソーダ灰及びりん酸を加えて焼成したもので、関税率表第 31 類注 3 (ii) に該当するものであることから上記の通り分類されます。なお、同表第 28 類注 3 の規定により、同表第 31 類注 3 (ii) に該当する本品は、同表第 28 類には分類されません。

同表解説第 31.03 項に「明らかに肥料として使用されない場合であってもこの項に属する」と記載されており、用途が家畜用飼料添加物であっても同項に属することとなります。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)